

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
檜枝岐村	1	犯罪被害者等見舞金 犯罪被害者等転居費用助成金	犯罪被害者等支援のため、遺族見舞金及び転居費用助成金について、パートナーシップ届出者も対象に含める。	○		住民課	0241-75-2502	
檜枝岐村	2	各種証明書の交付	同一世帯の場合、委任状を用意せずに各種証明書の交付ができる。(戸籍関係の証明は委任状が必要)		○	住民課	0241-75-2502	
檜枝岐村	3	税関係証明書の交付	同一世帯の場合、委任状を用意せずに税関係の証明書の交付ができる。		○	総務課	021-75-2500	
檜枝岐村	4	村営住宅への入居申請	同居対象にパートナーも含めることができる。	○		産業建設課	0241-75-2501	